

広島県告示第六百五十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十二年七月二十九日

広島県知事 湯崎英彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅サービス事業を 行う事業所	所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
合同会社わたなべ	広島市東区曙四丁目三番三〇―五〇一号	安心・サポートわたなべ	広島市東区東蟹屋町一八番八号ミツダコーポⅡ一階	訪問介護	平成二二年七月一日	
イワタ株式会社	広島市東区光町一丁目一四番二五号	訪問介護ステーションいわた	広島市東区光町一丁目一四番二五号	訪問介護	平成二二年七月一日	
ヒューマンライフケア株式会社	東京都新宿区西新宿七丁目五番二五号	ヒューマンライフケア広島	広島市南区東雲本町二丁目一四番一八号	訪問介護	平成二二年七月一日	
ヒューマンライフケア株式会社	東京都新宿区西新宿七丁目五番二五号	ヒューマンライフケア金亀湯	広島市南区東雲本町二丁目一四番一八号	通所介護	平成二二年七月一日	
有限会社ウェルケア	広島市西条町寺家七四二九番地三	やすらぎ訪問介護ステーション	広島市西条南観音五丁目六番二二号	訪問介護	平成二二年七月一日	
ロング株式会社	広島市佐伯区三宅一丁目四番三二―一〇二号	ロング介護支援事業所広島支店	広島市西条三篠町二丁目一三番八号	訪問介護	平成二二年七月一日	
アーストンコンサルティング株式会社	広島市佐伯区海老山南二丁目一番二―一五〇一号	ヒューマンライフケア広島西	広島市西区井口四丁目一番一八号	通所介護	平成二二年七月一日	
株式会社よしみつ	広島市南区東雲本町一丁目三番五号	さくら・介護ステーション可部	広島市安佐北区可部四丁目一番一〇号	訪問介護	平成二二年七月一日	
社会福祉法人あさ	広島市安佐北区安佐町久地字日ノ浦三二四〇番地六五	みくにデイサービスセンターコムズ	広島市安佐北区安佐町飯室一五九二	通所介護	平成二二年七月一日	
株式会社よしみつ	広島市南区東雲本町一丁目三番五号	さくらデイサービス可部	広島市安佐北区可部四丁目一番一〇号	通所介護	平成二二年七月一日	

株式会社アッシュ	アサヒサンク リー ン株式会 社	株式会社日和
廿日市市佐方 一丁目九番三 号	東京都北区上 十条一丁目二 番一五号	福山市加茂町 下加茂四一五 番地一
株式会社アッシュ	アサヒサンク リー ン在宅介 護セン ター東 広島	デイサービ ス ひより
廿日市市佐方 一丁目九番三 号	東広島市西条 町西条五一六 番三コーポ & E一階一 号	福山市加茂町 下加茂四一五 番地一
訪問介護	訪問入浴介 護	通所介護
平成二二年 七月一日	平成二二年 七月一日	平成二二年 七月一日